

新型コロナウイルス感染症 対策検討協議会説明資料

(検証事項説明資料)

	(頁)
◎幼稚園・保育園・認定こども園等の運営上の課題について	1
◎臨時休校及び分散登校実施中の放課後児童クラブの課題 について	6

令和2年（2020年）9月8日

こども育成部

◎検証項目 幼稚園・保育園・認定こども園等の運営上の課題について

1 検証の目的

登園自粛により生じた運営上の課題を把握するために、幼稚園・保育園・認定こども園等を実施した調査結果から、今後想定される感染拡大の第2波、第3波、また同様の感染症が発生した際に備えて、有効な対策を講じることを目的とします。

2 検証にあたっての調査方法

(1) 検証項目

- ①幼稚園・保育園・認定こども園等の運営上の課題
- ②幼稚園・保育園・認定こども園等の登園状況

(2) 調査方法

- ①次の団体等を対象に、調査票の配布・提出により実施しました。
 - ・横須賀市民間保育園長会
 - ・横須賀市私立幼稚園協会
 - ・市立保育園全11園の園長
- ②全ての教育・保育施設を対象に、調査票の配布・提出により実施しました。

(3) 調査内容

- ①市から登園自粛をお願いした4月8日から6月30日までの期間に、教育・保育施設の運営を行う上で生じた課題について、園児・保護者・職員・運営全般・その他の項目別に調査しました。
- ②緊急事態宣言が発令された4月7日から市立小学校休校後通常授業が再開されて約1週間が経過した7月7日までの毎週火曜日ごとに、登園した児童数について調査を行いました。

3 項目別検証結果

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園等の運営上の課題

①職員及び施設の対応について

主な課題や意見は以下のとおりです。

園児対応に関する不安
登園再開後、集団生活に戻るのに時間がかかる子どもがいた。教育・保育の遅れを心配している。
保育士や子ども同士の「3密」は避けることができず、苦慮している。
マスク着用により保育士・子ども共に表情がわかりづらく教育・保育に不安を感じる。
保護者に関すること
登園自粛に協力的な保護者が多かった一方、協力しない保護者、在宅勤務時に登園させる保護者や職場の理解が得られず協力できない保護者もいた。
登園自粛時に、週に1回程度、保護者に電話や手紙で連絡を行った。長期間在宅で過ごすことで不安やストレスを抱えている保護者には、登園を促すこともあった。
職員の不安
職員が感染したり、子どもに感染させてしまう不安から、緊張しながら日常生活を送っている。
施設運営に関する難しさ
入園式、卒園式、健康診断等行事の日程変更・中止による対応が難しい。
マスク等衛生用品の入手が難しい時期があった。
登園自粛期間の勤務体制の管理や給与・賃金の支払いが難しかった。
感染者発生時の対応に関すること
保護者や家族内に感染者がいる場合、教育・保育施設へ連絡はあるのだろうか。
感染者が発生したり濃厚接触者となった場合の対応方法がわかるものがあればよい。
行政として指針を示してほしい。

②情報の伝達について

主な課題や意見は以下のとおりです。

国通知等に関すること
通知や情報は、早く知らせてほしい。
早い段階で、市としての自粛要請の通知を出してほしい。
感染者発生時の対応に関すること
近隣の施設、小学校で感染者が発生した場合、情報提供をしてほしい。

③新たな業務の発生について

主な課題や意見は以下のとおりです。

職員の負担増加
玩具の消毒、清掃等の衛生管理、保護者対応等の業務が増加した。
施設運営に対する影響
施設消毒の徹底等の衛生管理が難しく、そのための人手や費用の増加が今後も続くことに不安を感じる。
一時預かり、延長保育や地域子育て支援活動等が必要な人員も配置しているのに実施できず、収入が減少した。

(2) 幼稚園・保育園・認定こども園等の登園状況

別紙「緊急事態宣言発令に伴う登園自粛要請期間中及びその後の出席児童数」に記載のとおりです。

4 今後の運営上の課題への対応

(1) 職員及び施設の対応について

(所見)

前例のない事態であり、感染拡大の終息が見えない中、各施設の職員が保護者・子どもとの対応において不安を感じながら教育・保育を進めた状況や、これまで支障なく運営していた事項や今後起こりうる事態への対応策について、各施設が苦慮していた状況がわかりました。各施設における課題への対応策として、これまで想定していなかった状況に対して、施設が対応できるガイドライン等の作成を行う必要があると考えます。

(今後の方針)

職員及び施設の不安感や苦慮している事項を軽減するために、施設と市が検討を行い、感染予防、感染者発生時の対応、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に基づく保育のあり方等施設の判断に役立つようなガイドライン等の作成を進めるようにします。

(２) 情報の伝達について

(所見)

国や県からの通知、また市独自の要請の通知等については、これまでもできる限り早く、わかりやすい形で送付していましたが、各施設において、より迅速かつ明確な内容の通知を求めていることがわかりました。通知内容が「要請」であることから、各施設に判断を委ねる部分があり、また個人情報保護の関係からすべての情報を開示できないこともあります。各施設の判断に迷いが生じないような情報を、市として伝達する必要があると考えます。

(今後の方針)

国、県や市の通知について、迅速に各施設に送付するだけでなく、特に国や県の通知については、送付内容に応じて市がポイントを整理し注釈を付ける等、更にわかりやすい形で情報を伝達し、施設の自主的な判断の助けとなるようにお知らせします。

(３) 新たな業務の発生について

(所見)

感染拡大防止を目的として新たに追加された、施設の衛生管理にかかる業務に職員の労力や物品購入費用の負担が増加している状況や、一時預かり等事業を中断していても通常どおり職員を配置せざるを得ないことから負担を感じている現状がわかりました。国・県の財政支援の動きを注視しながら、市としても財政的な支援について検討する必要があると考えます。

(今後の方針)

各施設の負担の現状を踏まえながら、財政的な支援の必要性を検討していきます。また、国、県による補助金・助成金創設等の動向を注視していきます。

別紙

緊急事態宣言発令に伴う登園自粛要請期間中及びその後の出席児童数

		保育所 (37園) <民間 26 + 公立 11>			幼保連携型 認定こども園 (12園)			幼稚園型 認定こども園 (10園)			幼稚園 (24園) <民間22 + 公立2>			合計		
		月初日 の在籍 児童数 (人)	出席 児童数 (人)	割合	月初日 の在籍 児童数 (人)	出席 児童数 (人)	割合	月初日 の在籍 児童数 (人)	出席 児童数 (人)	割合	月初日 の在籍 児童数 (人)	出席 児童数 (人)	割合	月初日 の在籍 児童数 (人)	出席 児童数 (人)	割合
4 月	7 日	2,982	2,361	79.2%	1,811	1,089	60.1%	1,105	239	21.6%	3,472	165	4.8%	9,370	3,854	41.1%
	14 日		1,148	38.5%		468	25.8%		44	4.0%		68	2.0%		1,728	18.4%
	21 日		1,033	34.6%		411	22.7%		30	2.7%		50	1.4%		1,524	16.3%
	28 日		958	32.1%		414	22.9%		31	2.8%		42	1.2%		1,445	15.4%
5 月	12 日	3,019	1,055	34.9%	1,832	402	21.9%	1,120	31	2.8%	3,667	65	1.8%	9,638	1,553	16.1%
	19 日		1,030	34.1%		407	22.2%		37	3.3%		63	1.7%		1,537	15.9%
	26 日		1,236	40.9%		483	26.4%		50	4.5%		86	2.3%		1,855	19.2%
6 月	2 日	3,031	1,903	62.8%	1,859	1,107	59.5%	1,132	403	35.6%	3,747	1,466	39.1%	9,769	4,879	49.9%
	9 日		1,949	64.3%		1,209	65.0%		446	39.4%		1,553	41.4%		5,157	52.8%
	16 日		2,106	69.5%		1,341	72.1%		698	61.7%		1,750	46.7%		5,895	60.3%
	23 日		2,201	72.6%		1,457	78.4%		821	72.5%		2,531	67.5%		7,010	71.8%
	30 日		2,257	74.5%		1,542	82.9%		825	72.9%		2,729	72.8%		7,353	75.3%
7 月	7 日	3,051	2,554	83.7%	1,857	1,678	90.4%	1,148	1,038	90.4%	3,729	3,323	89.1%	9,785	8,593	87.8%

<本市の登園自粛要請期間>

令和 2 年（2020 年）4 月 8 日（水）～ 6 月 30 日（火）

◎検証項目 臨時休校及び分散登校実施中の放課後児童クラブの課題について

1 検証の目的

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休校及び分散登校実施中における放課後児童クラブ（以下「クラブ」といいます。）の課題を検証することにより、今後、同様の事態が生じた場合のクラブの円滑な運営につなげていくことを目的とします。

2 検証項目及び検証方法

（１）検証項目

- ①時系列でのクラブの課題整理
- ②クラブへの連絡のタイミングと方法
- ③小学校内のクラブとその他のクラブに対する対応状況
- ④利用自粛を求めた時期と日割り利用料返金に対する補助実施の通知時期
- ⑤クラブの人員面における支援への対応

（２）検証方法

全 72 クラブを対象に小学校の臨時休校・分散登校実施中における開所状況について調査するとともに、クラブへの通知文書を確認するなどの方法により検証しました。

3 調査の方法及び結果

（１）調査方法

①調査方法

全 72 クラブを対象に調査票の配布・提出により実施

②調査期間

令和 2 年 7 月 20 日（月）～ 7 月 31 日（金）

③調査内容

原則開所をお願いした 3 月 2 日から 3 月 25 日までの期間、規模を縮小しての開所をお願いした 4 月 6 日から 5 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 6 月 19 日までの分散登校期間について、それぞれ下記の設問により調査しました。

また、全日を通して最も困っていた内容について調査しました。

設問番号	設問内容
Q 1	通常時に比べた利用児童数の割合
Q 2	3 密状態の状況
Q 3	職員（放課後児童支援員等）の充足度
Q 4	小学校の校庭の利用
Q 5	小学校の体育館の利用
Q 6	小学校の校庭や体育館以外の施設の利用

（２）調査結果

①全 72 クラブから調査票の提出があり、調査結果は下記のとおりです。

Q 1 全日を通して、利用児童数は通常時に比べ、何％程度でしたか。

（単位 クラブ）

区 分	3 月 2 日 ～ 3 月 25 日	4 月 6 日 ～ 5 月 31 日	6 月 1 日 ～ 6 月 19 日
90％以上	11	3	10
70％以上 90％未満	18	8	33
50％以上 70％未満	22	21	21
50％未満	21	40	8
合 計	72	72	72

Q 2 3 密状態は防げていましたか。

（単位 クラブ）

区 分	3 月 2 日 ～ 3 月 25 日	4 月 6 日 ～ 5 月 31 日	6 月 1 日 ～ 6 月 19 日
常にまたは日によって 3 密状態を防 げていなかった	20	12	22
3 密状態であったが外遊び等により ある程度防げていた	31	36	38
3 密状態ではなかった	21	24	12
合 計	72	72	72

Q 3 職員（放課後児童支援員等）の充足度はいかがでしたか。

（単位 クラブ）

区 分	3月2日 ～3月25日	4月6日 ～5月31日	6月1日 ～6月19日
十分充足していた	9	9	8
概ね充足していた	21	21	23
充足しているとは言えないかもしれ ないが人員的に厳しくはなかった	19	20	19
人員的に厳しかった	23	22	22
合 計	72	72	72

Q 4 小学校の校庭を利用させてもらいましたか。

（単位 クラブ）

区 分	3月2日 ～3月25日	4月6日 ～5月31日	6月1日 ～6月19日
平日の13時30分から15時30分の間 で利用させてもらった	32(18)	27(15)	25(15)
上記時間帯以外にも利用させてもら った	7(7)	10(10)	11(11)
利用させてもらえなかった	1(0)	1(0)	1(0)
利用を希望しなかった	32(1)	34(2)	35(1)
合 計	72(26)	72(27)	72(27)

※1 カッコ内は内数で小学校内のクラブ数

2 小学校の校庭は、平日13時30分から15時30分まで開放

Q 5 小学校の体育館を利用させてもらいましたか。

(単位 クラブ)

区 分	3月2日 ～3月25日	4月6日 ～5月31日	6月1日 ～6月19日
利用させてもらった	6(6)	9(7)	5(5)
雨天時等に限って利用させてもらった	5(5)	7(5)	7(7)
利用させてもらえなかった	7(0)	7(0)	8(0)
利用を希望しなかった	54(15)	49(15)	52(15)
合 計	72(26)	72(27)	72(27)

※1 カッコ内は内数で小学校内のクラブ数

2 体育館は原則非開放、小学校内のクラブの開放要請については柔軟に対応

Q 6 小学校の校庭や体育館以外の施設を利用させてもらいましたか。

(単位 クラブ)

区 分		3月2日 ～3月25日	4月6日 ～5月31日	6月1日 ～6月19日
利用させてもらった	廊下・中庭・裏庭	3(3)	3(3)	4(4)
	図書室・低学年図書室	2(2)	2(2)	2(2)
	その他の教室	4(4)	5(5)	3(3)
利用させてもらえなかった		5(0)	5(0)	5(0)
利用を希望しなかった		58(17)	57(17)	58(18)
合 計		72(26)	72(27)	72(27)

※1 カッコ内は内数で小学校内のクラブ数

2 原則非開放、小学校内のクラブの開放要請については柔軟に対応

②全日を通して最も困っていた内容（主な内容）

○職員の確保等について

- ・市からの小学校休校等の情報伝達が遅く、職員の確保や配置等が大変だった。
- ・急な対応で職員の確保が難しく、職員の長時間勤務や体調不良につながった。
- ・保育経験のある職員の確保が難しく、ベテラン職員の負担増につながった。

○感染防止対策について

- ・密状態が避けられず、感染への不安があった。
- ・子どもたちにマスク着用、十分な手洗い、密接防止等を徹底させるのが難しかった。
- ・クラブ内の消毒をどの程度まで、どのようにしたらよいか、試行錯誤した。
- ・保護者に利用自粛を促しても児童数が減らず、密状態が避けられなかった。
- ・マスクや消毒液などの確保が難しい時期があった。

○その他

- ・開所、閉所の判断や開所時間等が各クラブに任せられ、急な対応を迫られた。
- ・小学校の校庭が利用できない期間、室内で1日中過ごすのが大変でストレスだった。

4 項目別検証結果

（1）時系列でのクラブの課題整理

全期間を通じて、3密状態を防げていなかったクラブや人員的に厳しかったクラブがありましたが、4月6日から5月31日までの期間は、規模を縮小して開所することを依頼したこともあり、3密が解消できていたクラブもあると分析しています。

区 分	3月2日 ～3月25日	4月6日 ～5月31日	6月1日 ～6月19日
3密状態を防げていないクラブがあった。	20クラブ	12クラブ	22クラブ
人員的に厳しいクラブがあった。	23クラブ	22クラブ	22クラブ

(2) クラブへの連絡のタイミングと方法

クラブへの通知については、適宜、教育委員会との調整等を踏まえ、次のとおり行いました。

通知年月日	内容
令和2年2月28日	新型コロナウイルス感染症への対応について【別紙1】
3月2日	令和元年度新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金について【別紙2】
4月8日	緊急事態宣言発令後のクラブの対応について【別紙3】
4月23日	新型コロナウイルス感染症が発生した場合のクラブの対応について【別紙4】
4月28日	大型連休明けのクラブの対応について【別紙5】
5月7日	緊急事態宣言延長に伴うクラブの対応について【別紙6】
5月22日	令和2年度新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金について【別紙7】
5月26日	緊急事態宣言後のクラブの対応について【別紙8】

(3) 小学校内のクラブとその他のクラブに対する対応状況

①校庭の利用

小学校の校庭については、平日13時30分から15時30分の間で利用できることになっていたため、小学校内のクラブとその他のクラブ共に利用しており、概ね学校の対応は同じでした。

②体育館及びその他の施設の利用

小学校の体育館及びその他の施設については、原則非開放のため利用はできないものでしたが、小学校内のクラブの開放要請については、各小学校で柔軟に対応してもらいました。

(4) 利用自粛を求めた時期と日割り利用料返金に対する補助実施の通知時期

①利用自粛を求めた時期

緊急事態宣言が出された翌日の4月8日に、感染防止のため、家にいることが可能な保護者に対して、通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することを検討するよう、全クラブあて通知しました。

②日割り利用料返金に対する補助実施の通知時期

5月20日付をもって国から、子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正通知を受けたため、5月22日に補助金の内容について全クラブあて通知しました。

(5) クラブの人員面における支援への対応

職員の充足度について、人員的に厳しかったと回答したクラブはありましたが、半数以上のクラブは、充足していた、厳しくなかったと回答しています。

このような状況と人材の確保等に要する経費の支援を行っていることを踏まえ、学校の様々な業務を抱えている教員に、クラブの業務に携わってもらうことまでは考えていません。

5 今後のこども育成部の対応

(1) クラブへの適切な支援

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休校及び分散登校に対応し、平日において午前中から開所するクラブに対して、引き続き、人材確保等に要する経費や利用料の返却に係る支援を行っていくことを検討していきます。

(2) 密を防ぐ対策

3密状態を防止するため、小学校内のクラブについては、空き教室が利用できないか教育委員会と調整し、その他のクラブについては、広い建物へ移転できないか検討していきます。

(3) 感染防止策

引き続き、マスクの着用やアルコール消毒等の徹底をクラブに促すとともに、全職員の感染防止に対する意識を高めるため、感染症対策をテーマとした研修を実施していく予定です。

(事 務 連 絡)

令和 2 年(2020 年) 2 月 28 日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成総務課長

新型コロナウイルス感染症への対応について(周知)

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、昨日全校一斉休校の要請がされました。

放課後児童クラブの取り扱いについて、下記の通りといたしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1 児童・職員の体調管理について

(新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について第二報参照)

- 通所前に検温を実施し、発熱(37.5 度)がないか確認すること。
- せきがある、体調が悪い等風邪の症状がある場合は、通所を控える。
- アルコール消毒、手洗い、うがい等を徹底する。

2 通所する児童・職員等に感染者が発生した場合

(新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について第二報参照)

咳や熱など症状がある場合

- 当該クラブは 2 週間の閉所とします。
- 必ず担当課に事前に連絡してください

症状がなかった場合

- 当該児童のみ通所自粛

3 通所する児童・職員等に濃厚接触者がいた場合

- 該当者は 2 週間の通所自粛。

4 市内学校の休校について

3 月 2 日 午前中のみの短縮授業

3 月 3 日～ 3 月 25 日まで臨時休校

5 当該期間の開所について

(新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関するの保育所等の対応について参照)

- 小学校内に設置のクラブを含め、原則開所をお願いします(小学校長との調整は不要です)。長期

休暇等と同様の扱いとします。

- 開所時間は、原則長期休暇(8時間以上)と同様にお願いいたします。人員的に難しい場合は、可能な範囲で受け入れをお願いいたします。
- クラブ独自で、変則的な開所時間とする、低学年のみの受け入れを行うなどの対応は可能ですが、保護者との調整をお願いいたします。
- クラブと保護者の判断により閉所することも可能です。閉所を検討する場合、事前に担当課にご連絡ください。

6 補助金の取り扱い

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども・子育て支援交付金の取り扱いについて参照)

(新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関するの保育所等の対応について参照)

- 長期休暇と同様の扱いとします。
- 追加で費用が発生する場合、通常の補助基準額の範囲内で申請可能です。(詳細は決定次第連絡)
- 臨時で閉所した場合、閉所した期間については開所したものとみなします。閉所に至った経緯等記録を残してください。

7 臨時で、利用希望があった場合

- 青少年の家のランドセル置き場を、朝9時~17時まで時間延長して開所しています。基準上の理由等により受け入れできない際は、ランドセル置き場をご案内くださいますよう、お願いします。

青少年会館 (046-823-7630)

追浜青少年の家(追浜みんなの家) (046-865-5264)

逸見青少年の家(逸見みんなの家) (046-822-1821)

坂本青少年の家(坂本みんなの家) (046-822-0451)

本公郷青少年の家(本公郷みんなの家) (046-853-2571)

衣笠青少年の家(衣笠みんなの家) (046-851-2532)

森崎青少年の家(森崎みんなの家) (046-836-0224)

大津青少年の家(大津みんなの家) (046-825-1195)

浦賀青少年の家(浦賀みんなの家) (046-841-6660)

鴨居青少年の家(鴨居みんなの家) (046-843-7800)

久里浜青少年の家(久里浜みんなの家) (046-835-2515)

北下浦青少年の家(北下浦みんなの家) (046-847-3906)

武山青少年の家(武山みんなの家) (046-857-1601)

大楠青少年の家(大楠みんなの家) (046-856-8004)

池上青少年の家(池上みんなの家) (046-853-1288)

以上

事務担当 横須賀市こども育成総務課

放課後児童育成係

電話：046-822-8061

FAX：046-827-0652

(事 務 連 絡)

令和 2 年(2020 年) 3 月 2 日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成総務課長

新型コロナウイルス感染症への対応について(周知)

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による全校一斉休校により、皆様にはご対応をしていただき、ありがとうございます。

以下について厚生労働省から通知がありましたので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1 休校中の開所日の取り扱いについて

- 長期休暇等分と平日分の長時間開所どちらが適用されるのか、厚生労働省から回答がありました。
「3月2日から3月25日の臨時休校中に、元々開所予定だった平日に関しては、3時間以上の開所で開所日数に計上可能という整理です。したがって、平日分の長時間開所が適用されます。」
⇒平日分の開所加算として計上をお願いいたします。

2 財政措置について

- 小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合 10,200 円/日 加算を予定。
- 小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合 36,000 円/日 加算を予定。
保護者負担増は求めないとの国の方針から、放課後児童クラブの利用料については原則通常月と同様の利用料(おやつ代、保険代を除く)としていただきますよう、お願い申し上げます。

3 人員配置の基準適用について

- 通常2名配置としており、障害児受入加算または障害児受入特別加算を適用する場合は1名加配、障害児受入強化加算を適用する場合は2名加配を基準としています。
⇒開所時間中は2名配置を遵守してください。障害児受入加算を適用するにあたっての加配については、人員確保ができなかったやむを得ない場合には、臨時休校中については配置しなくとも開所できるものとして取り扱います。
「休校期間中の開所については、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準については利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で配慮いただきますよう～お願いいたします。」

4 マスク、消毒液等の備品について

- マスクや消毒液等について「市の用品の配布をしてほしい」との声をお寄せいただいております

が、市の備品についても供給ができない状況にあります。
ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

5 決算書の提出締め切りについて

- 決算書の一部の締め切り 3月23日(月)
- 決算書の残り分締め切り 4月15日(水) としております。

現在のところ、国の提出締め切りを延長するとの連絡がないため、上記締め切りとさせていただきますが、今後国の提出締め切りが延長された場合は締め切りを延長する可能性があります。
今後変更となる場合はご連絡いたします。

以上

事務担当 横須賀市こども育成総務課
放課後児童育成係
電話：046-822-8061
FAX：046-827-0652

(事 務 連 絡)

令和 2 年(2020 年) 4 月 8 日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成部こども育成総務課長

緊急事態宣言後の放課後児童クラブの対応について(周知)

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症まん延を防止するため、昨日付けで政府から新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。

これを受け、神奈川県から「県内の放課後児童クラブについては、今まで通り開所し、子どもの受入れを行っていただくようお願いするが、市が国の考え方を踏まえ、規模を縮小して開所することなどを妨げるものではない。」との考え方が示されました。

これを踏まえ、放課後児童クラブの取り扱いについて、下記の通りといたしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言発令期間中の放課後児童クラブの開所について

- 原則クラブと保護者の判断としますが、開所にあたっては、感染防止のため、家にいることが可能な保護者に対して、通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することを検討してください。
- 子どもや職員が罹患した場合やその他の事情により、開所することが困難な場合は、臨時休業を検討してください。なお、臨時休業した場合は、こども育成総務課放課後児童育成係あてご連絡願います。
- 医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子どもの預かりが必要な場合は、極力ご対応願います。

2 実施報告書の提出について

- クラブの開所状況等を把握するため、お忙しいところ恐縮ですが、小学校が臨時休校となる 5 月 6 日までに開所した場合はその都度、別添「横須賀市放課後児童クラブ実施報告書」により、開所した日の翌日 15 時までに、こども育成総務課放課後児童育成係あてご報告願います。

3 小学校の校庭の使用について

- 校庭の使用にあたっては、学校長にご相談ください。なお、使用時間は 13 時 30 分から 15 時 30 分までとなります。

4 青少年の家「ランドセル置場」について

- 青少年の家のランドセル置場を、朝 9 時～18 時まで時間延長して開所しています。受入れできない際は、ランドセル置場をご案内くださいますよう、お願いします。

青少年会館（電話 046-823-7630）

追浜青少年の家（追浜みんなの家）（電話 046-865-5264）

逸見青少年の家（逸見みんなの家）（電話 046-822-1821）

坂本青少年の家（坂本みんなの家）（電話 046-822-0451）

本公郷青少年の家（本公郷みんなの家）（電話 046-853-2571）

衣笠青少年の家（衣笠みんなの家）（電話 046-851-2532）

森崎青少年の家（森崎みんなの家）（電話 046-836-0224）

大津青少年の家（大津みんなの家）（電話 046-825-1195）

浦賀青少年の家（浦賀みんなの家）（電話 046-841-6660）

鴨居青少年の家（鴨居みんなの家）（電話 046-843-7800）

久里浜青少年の家（久里浜みんなの家）（電話 046-835-2515）

北下浦青少年の家（北下浦みんなの家）（電話 046-847-3906）

武山青少年の家（武山みんなの家）（電話 046-857-1601）

大楠青少年の家（大楠みんなの家）（電話 046-856-8004）

池上青少年の家（池上みんなの家）（電話 046-853-1288）

以上

事務担当 横須賀市こども育成部こども育成総務課

放課後児童育成係

電話：046-822-8061

FAX：046-827-0652

令和 2 年（2020 年） 4 月 23 日

放課後児童クラブ運営者 様

横須賀市こども育成部こども育成総務課長

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の放課後児童クラブの対応について

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の、放課後児童クラブの対応について下記のとおり取りまとめました。

つきましては、関係者の皆様へ周知していただくとともに、クラブとして必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

記

- ① 放課後児童支援員等・児童が新型コロナウイルス感染症陽性の診断を受けた場合
 - ・保健所の指示により、市として臨時休所を要請することとします。（期間 2 週間）
- ② 放課後児童支援員等・児童が濃厚接触者となった場合
 - ・こども育成総務課あてご連絡願います。
 - ・当該支援員等・児童は自宅待機をお願いすることになります。（期間 2 週間）
 - ・この場合、クラブは引き続き開所しても差し支えありません。
- ③ その他
 - ・臨時休所の場合、保護者の皆様に、引き続きご自宅で健康観察（検温）をしてもらうなどの対応をお願いすることになります。
 - ・クラブの消毒などの具体的な対応については、保健所の指示に従うことになります。
 - また、必要に応じて、当課からクラブとして必要な対応をお願いすることもあります。

（事務担当 こども育成総務課放課後児童育成係 電話 046（822）8061）

事 務 連 絡
令和 2 年（2020 年） 4 月 28 日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成部こども育成総務課長

放課後児童クラブの大型連休明けの対応について

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、小学校の臨時休校期間中の放課後児童クラブの開所につきましては、深く感謝申し上げます。

この臨時休校期間は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国の緊急事態宣言を受け、5月6日までとなっています。

現時点では緊急事態宣言が5月6日を超えて延長されるのか、解除されるのか明らかになっていないことから、本市教育委員会は5月7日及び8日は児童の登校を求めない準備期間としました。

このため、5月7日及び8日の放課後児童クラブの開所につきましては、原則クラブの判断としますが、現行どおり規模を縮小して開所くださいますようお願い申し上げます。

また、5月11日以降の対応につきましては、5月8日までにあらためてご通知申し上げます。

（担当：こども育成総務課放課後児童育成係 電話 046-822-8061）

(事 務 連 絡)

令和 2 年(2020 年) 5 月 7 日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成部こども育成総務課長

緊急事態宣言延長に伴う放課後児童クラブの対応について(周知)

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、これまでの小学校の臨時休校期間中の開所につきまして、深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり、新型インフルエンザ特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言が 5 月 31 日まで延長されました。

これを受け、神奈川県から、引き続き緊急事態措置を行う旨、実施方針の改定が示されるとともに、本市教育委員会から、市立学校の臨時休校期間を 5 月 31 日まで延長する旨の連絡がありました。

これを踏まえ、放課後児童クラブの取り扱いについて、従来と同様、下記のとおりといたしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言発令期間中の放課後児童クラブの開所について

- 原則クラブと保護者の判断としますが、開所にあたっては、感染防止のため、家にいることが可能な保護者に対して、通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することを検討してください。
- 児童や職員が罹患した場合は、臨時休業をお願いします。また、児童や職員が濃厚接触者となった場合やその他の事情により、開所することが困難な場合は、臨時休業を検討してください。
- 医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子どもの預かりが必要な場合は、極力ご対応願います。

2 実施報告書の提出について

- クラブの開所状況等を把握するため、お忙しいところ恐縮ですが、小学校が臨時休校となる 5 月 31 日までの開所状況を 1 週間ごとに、別添「横須賀市放課後児童クラブ実施報告書」(書式は市ホームページのトップページ⇒申請書ダウンロード⇒27.「こども育成部こども育成総務課」の書式にあります)により、翌週の月曜日までに、こども育成総務課放課後児童育成係あてご報告願います。(従来の日ごとの報告は行わないこととしました。)

3 小学校の校庭の使用について

- 校庭の使用にあたっては、学校長にご相談ください。なお、使用時間は 13 時 30 分から 15 時 30 分までとなります。

4 青少年の家「ランドセル置場」について

- 青少年の家のランドセル置場を、朝 9 時～18 時まで時間延長して開所しています。受入れできない際は、ランドセル置場をご案内くださいますよう、お願いします。

青少年会館（電話 046-823-7630）

追浜青少年の家（追浜みんなの家）（電話 046-865-5264）

逸見青少年の家（逸見みんなの家）（電話 046-822-1821）

坂本青少年の家（坂本みんなの家）（電話 046-822-0451）

本公郷青少年の家（本公郷みんなの家）（電話 046-853-2571）

衣笠青少年の家（衣笠みんなの家）（電話 046-851-2532）

森崎青少年の家（森崎みんなの家）（電話 046-836-0224）

大津青少年の家（大津みんなの家）（電話 046-825-1195）

浦賀青少年の家（浦賀みんなの家）（電話 046-841-6660）

鴨居青少年の家（鴨居みんなの家）（電話 046-843-7800）

久里浜青少年の家（久里浜みんなの家）（電話 046-835-2515）

北下浦青少年の家（北下浦みんなの家）（電話 046-847-3906）

武山青少年の家（武山みんなの家）（電話 046-857-1601）

大楠青少年の家（大楠みんなの家）（電話 046-856-8004）

池上青少年の家（池上みんなの家）（電話 046-853-1288）

以上

事務担当 横須賀市こども育成部こども育成総務課

放課後児童育成係

電話：046-822-8061

FAX：046-827-0652

令和2年(2020年)5月22日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成総務課長

新型コロナウイルス感染症に係る追加の補助金について（令和2年分）

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
 また、全校一斉休校及び緊急事態宣言の発令により、皆様には様々なご対応・ご協力をいただき、大変ありがたく存じます。
 標記の件について、国から通知がありましたので、取り急ぎお知らせいたします。

記

1 補助項目・単価について

(1) 小学校の臨時休校等に伴い、平日午前中から開所する場合

- | | |
|---|-------------|
| ① 開所するための経費 | ～11,000 円/日 |
| ② 人材確保等に要する経費 | ～21,000 円/日 |
| ③ 障害児を受け入れる場合に必要な専門知識等を有する者を配置するための経費 | ～6,000 円/日 |
| ④ 障害児を3人以上受け入れる場合に③に加えて必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費 | ～6,000 円/日 |

(2) 登園自粛に係る保護者への利用料返還について

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 保護者へ利用料を返還した場合の経費（1人当たり） | ～500 円/日 |
|----------------------------|----------|

(3) 感染拡大防止を図るための経費について

- | | |
|---|-------------------------------|
| ① 感染拡大防止に資する物品の購入に係る経費
(マスクや空気清浄機など) | 令和元年度補助と合わせ
～500,000 円/一支援 |
|---|-------------------------------|

※(2) ①以外の補助については、項目は令和元年度特例措置分と同様です。

ただし、(1) ①②は金額上限がアップしています。

※対象となる期間につきましては、追ってお知らせいたします。

2 補助金の申請方法

様式・締め切り等含め、詳細は決まり次第ご連絡いたします。

以上

事務担当 横須賀市こども育成総務課 放課後児童育成係
 電話：046-822-8061 FAX：046-827-0652

(事 務 連 絡)

令和 2 年(2020 年) 5 月 26 日

放課後児童クラブ運営者 各位

横須賀市こども育成部こども育成総務課長

緊急事態宣言解除後の放課後児童クラブの対応について(周知)

日頃より、本市の放課後児童健全育成事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、これまでの小学校の臨時休校期間中の開所につきまして、深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が 5 月 25 日をもって解除されました。

これを受け、神奈川県から、緊急事態宣言解除後の放課後児童クラブの対応について、基本的な考え方が示されるとともに、本市教育委員会から、市立学校における臨時休業後の学校再開方針が示されました。

これを踏まえ、放課後児童クラブの取り扱いについて、下記のとおりといたしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言解除後の放課後児童クラブの開所について

- 原則クラブと保護者の判断としますが、6 月 1 日から 6 月 19 日までの小学校の分散登校期間中の開所にあたっては、万一の感染防止のため、これまでと同様、家にいることが可能な保護者に対して、通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することを検討してください。
- 万一児童や職員が罹患した場合は、臨時休業をお願いします。また、児童や職員が濃厚接触者となった場合やその他の事情により、開所することが困難な場合は、臨時休業を検討してください。
- 給食が開始される 6 月 22 日以降については、原則通常どおりの開所をお願いします。
- 開所にあたっては、引き続きマスクの着用や手洗いの徹底を図るなど、衛生管理に努めるようお願いいたします。

2 実施報告書について

- クラブの開所状況等を把握するため、5 月 31 日までの開所状況を 1 週間ごとに、「横須賀市放課後児童クラブ実施報告書」によりご報告いただいておりますが、6 月 1 日以降の報告は行わないこととします。

3 青少年の家「ランドセル置場」について

- 青少年の家のランドセル置場を、6 月 19 日まで朝 9 時～18 時まで時間延長して開所しています。受入れできない際は、ランドセル置場をご案内くださいますよう、お願いします。

青少年会館（電話 046-823-7630）
追浜青少年の家（追浜みんなの家）（電話 046-865-5264）
逸見青少年の家（逸見みんなの家）（電話 046-822-1821）
坂本青少年の家（坂本みんなの家）（電話 046-822-0451）
本公郷青少年の家（本公郷みんなの家）（電話 046-853-2571）
衣笠青少年の家（衣笠みんなの家）（電話 046-851-2532）
森崎青少年の家（森崎みんなの家）（電話 046-836-0224）
大津青少年の家（大津みんなの家）（電話 046-825-1195）
浦賀青少年の家（浦賀みんなの家）（電話 046-841-6660）
鴨居青少年の家（鴨居みんなの家）（電話 046-843-7800）
久里浜青少年の家（久里浜みんなの家）（電話 046-835-2515）
北下浦青少年の家（北下浦みんなの家）（電話 046-847-3906）
武山青少年の家（武山みんなの家）（電話 046-857-1601）
大楠青少年の家（大楠みんなの家）（電話 046-856-8004）
池上青少年の家（池上みんなの家）（電話 046-853-1288）

以上

事務担当 横須賀市こども育成部こども育成総務課
放課後児童育成係
電話：046-822-8061
FAX：046-827-0652